３　非常勤職員の報酬等

非常勤職員（パートタイムの会計年度任用職員）には，報酬，期末手当及び勤勉手当が支給される。手当（期末手当及び勤勉手当を除く）は非支給である。ただし通勤手当に代わるものとして，費用弁償がある。（P3-70参照）児童手当は居住する市町村から支給される。

会計年度職員の報酬条例

第2,4条

(1) 報酬

月額制の単価は廃止され，すべて時給単価となった。（令和２年４月１日）

R2.3.19(県教委)

臨時的任用講師及び非常勤講師の勤務条件等の変更について

なお，金沢市内及び内灘町内勤務者については，地域手当相当額を加えた額を時給単価とする。

ア　時給単価

毎年度，任命権者が定める。

イ　計算期間及び支給日

月の１日から末日までの期間における報酬を翌月の10日までに支給する。

会計年度職員の報酬条例

第6条\_1,2

(2) 期末手当，勤勉手当

ア　支給対象外となる者

会計年度職員の報酬規則

第9,11条の2

一般職に準ずる。加えて次のいずれかに該当する者も支給対象外となる。

(ｱ) 基準日（６月１日，12月１日）において在職期間が６月に満たない

(ｲ) １週間あたりの勤務時間が平均15時間30分に満たない

(ｳ) 期末手当の支給日に在職していない

イ　支給日

６月30日，12月10日

会計年度職員の報酬規則

第10,11条の3

ウ　支給額

会計年度職員の報酬条例

第3条\_2,3条の2\_2

計算は一般職に準ずる（P3-87参照）。ただし期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は次に示す計算により算出する。

会計年度職員の報酬規則

第11条,11条の4

期末手当基礎額 ＝ 時給単価（地域手当相当額を含む）×※月平均勤務時間

勤勉手当基礎額 ＝ 時給単価（地域手当相当額を含む）×※月平均勤務時間

※月平均勤務時間

基準日前6月の期間のうち，月の初日から末日まで在職した月において割振られた正規の勤務時間の合計を，その月数で除した時間